

令和6年能登半島地震に伴う雇用調整助成金の「自主的な出勤」に関する取扱い改正のお知らせ

【お知らせの内容】 通常、休業を行う日に自社の瓦礫撤去等を行うために自主的に出勤をした従業員の休業については、実態として休業を行っているとは認め難いことから、その自主的な出勤時間の長短にかかわらず当該休業日は支給対象となりませんが、**今般の能登半島地震の被災による復旧状況等を鑑み、当該取扱いを見直し、一定の要件（※）を満たした場合に支給対象とします。**（令和6年1月1日以降に行った休業に遡って適用されます。）

（※）以下①～④の要件を満たしておくことが必要です。

- ① 新潟県、富山県、石川県及び福井県の区域内の事業所であること。
- ② 自主的に出勤した事業所が被災しており、写真等により被害状況を証明できること。
- ③ 被災状態から事業所が業務を再開するにあたって必要な作業等、対象労働者が通常行う範囲の業務やそれに付随する業務とは明らかに異なる作業を実施したものであること。
- ④ 自主的に出勤した対象労働者の特定が可能であり、当該対象労働者が自主的に出勤した時間及び退勤した時間の特定が可能であること。

さらに、上記①～④に加えて、以下の⑤～⑧の事項を対象労働者に対して説明の上、了解を得ており、かつ⑨を満たす場合については、当該作業時間について、「自主的な出勤」として扱いません。

- ⑤ 事業所に来て作業をするかどうかは労働者が自由に決められるものであること。
- ⑥ 開始時間、休憩時間、終了時間が自由であること。
- ⑦ 作業したかどうかは業務における評価に影響しないものであること。
- ⑧ 当該作業は業務ではないこと。
- ⑨ 当該休業日にかかる休業手当の額が、労働基準法第12条に定める平均賃金額の10割以上であること。

【具体例】

1日の所定労働時間が8時間(9時～18時(12時～13時休憩時間))の事業所において、休業日に従業員が9～12時の3時間について自社の瓦礫撤去等のために自主的な出勤を行った場合

- **通常の場合**：9時～12時に自主的な出勤を行った場合、当該日（9時～18時）は支給対象となりません。
- **上記①～④を満たす場合**：作業を行った9～12時の3時間を除き、所定労働時間内である13時～18時の5時間分について短時間休業として支給対象となります。
- **さらに⑤～⑨を満たす場合**：作業を行った9～12時の3時間を「自主的な出勤」として扱いませんので、9時～18時の全日休業として支給対象となります。

※通常の申請書類に加え、「自主的な出勤に関する疎明書」等の提出が必要になります。また、当該取扱いの改正は令和6年1月1日に遡って適用しますので、当該取扱いの変更により新たに支給対象となる部分がある可能性がある特例事業主で、遡って追加の支給を希望される場合は管轄の都道府県労働局またはハローワークまでご相談ください。

また、令和6年能登半島地震に伴う特例措置や支給要件等の詳細についてはガイドブック（<https://www.mhlw.go.jp/content/001195139.pdf>）や、管轄の都道府県労働局またはハローワークまでお問い合わせください。

